

団体名 適格消費者団体特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

係争中の差止請求訴訟	
事件番号	東京地方裁判所平成 29 年（ワ）第 2292 号
訴訟を提起した年月日	平成 29 年 1 月 25 日
被告事業者（業種）	株式会社NTTドコモ（携帯電話サービス等の提供）
差止請求の対象となった条項	「Xi サービス契約約款」及び「FOMA サービス契約約款」第 2 条「（約款の変更）当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。」
請求の原因（根拠となる法令）	<p>上記差止請求の対象となった条項は、消費者契約法第 10 条に該当し、無効となる部分がある。</p> <p>本来、契約内容を変更するには、契約当事者の個別的な合意が必要であるところ、事業者と不特定多数の消費間取引において契約条件が画一的であることが当事者双方にとって合理性が認められる事項であること、変更内容が消費者一般の利益に適合すること、変更の必要性、合理性が認められることなどの条件が認められる場合に、初めて個別的合意なく変更が認められる余地があるに過ぎない。</p> <p>しかし、本件条項は、約款の一方的変更が許容される条件付けについて何ら限定することなく、その文言からは事業者が一方的に変更できる範囲を無制限に認める定めとなっている。</p>